

平成 23 年 3 月 14 日

金融庁監督局総務課  
バーゼルⅡ推進室 御中

全 国 銀 行 協 会

「自己資本比率規制（第 1 の柱及び第 3 の柱）に関する告示の一部改正（案）」  
に対するコメント

今般、当協会では、平成 23 年 2 月 10 日付で意見募集が行われました標記告示改正案に対するコメントを別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2011年3月14日  
全国銀行協会

## 「自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」へのコメント

項番	該当告示 (1柱告示/ 3柱告示)	該当条項	項目 (内容)	コメント	理由 (代替案を含む)
1	1柱告示	第1条2項2号イ (注)	『再証券化取引』の定義	「裏付け資産の一部として証券化エクスポージャーの組入れが可能な取引のうち、算出基準日において組入れられていないものは、再証券化取引に該当しない取引であると理解している。当該解釈をQ&A等で明確化いただきたい。	5%程度を上限として証券化商品の組入れを可能とする取引であっても、実際には組入れられていない商品が多く、算出基準日において証券化商品を組み入れていない取引が「再証券化取引に該当しないこと」を確認しておきたい。
2	1柱告示	第1条2項2号イ (注)	『再証券化取引』の定義 『証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が変更されていないもの。』	「証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更」されたと認識される状況に、一次証券化取引においても一般的に起こり得るリスク特性の変化、例えば、単に優先とメザニンに階層化することによって生じる変化は含まれないものと理解している。当該解釈をQ&Aで明確化いただきたい。	「証券化取引に係るリスク特性」を広義に解釈するならば、ほとんど全ての証券化取引において何らかの変化が生じていると思われる。「実質的な変更」がリスク特性を複雑化し、投資家の判断が困難になることも考えられることから、一般的なリスク特性の変化は含まれないことを明らかにすることが、運用上必要と思われる。
3	1柱告示	第4条1項イ 第10条2項2号 (注)	マーケット・リスク相当額不算入の特例 (証券化取引を目的として保有する資産) 信用リスク・アセットの額の合計額 (証券化取引を目的として保有する資産)	証券化取引を目的に保有する資産とは、ウエアハウジング取引と考えられるが、当該取引について特定取引等に係る資産の対象外としているが、特定取引等を行う部署において、リスク管理上特定取引と一体のものとして管理・評価しているものについては、マーケット・リスク相当額の対象として含めることとしていただきたい。	ウエアハウジング取引について、一律に、マーケット・リスク相当額の対象外とすると、当該取引を含めて特定取引等と一体的にヘッジ取引等を行っている場合に、ヘッジ取引等に係るマーケット・リスク相当額のみが対象となってしまう、実態的なリスクが反映されないため、第11条を以下のとおり修正していただきたい。 「第十一条 第二条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を含む。)、 <b>証券化取引を目的に保有する取引</b> 、並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。」 (下線部を追加)
4	1柱告示	第249条1項 (注)	MBS(不動産を裏付けとする証券化商品)の扱い	MBSの扱いについて、標準的手法と内部格付手法の場合で整合性がとれるようにしていただきたい。 不動産を裏付けとしたノンリコースローンを加工した証券化商品は1次証券化エクスポージャーとし、また、当該ノンリコースローンのリスクウェイトには、例えば、50%、100%、400%を適用するといった対応を検討いただきたい。 なお、現状、当該ノンリコースローンを証券化エクスポージャーとして扱い、外部格付を用いている場合には、経過措置を含めた激変緩和措置を手当ていただきたい。	今回の提示案のままでは、内部格付手法の場合には、不動産を裏付けとしたノンリコースローンを加工した証券化商品は1次証券化エクスポージャーとして扱われるのに対して、標準的手法では、同じ証券化商品であるにもかかわらず、2次証券化(再証券化)エクスポージャーとして扱われるため、手法による整合性が確保されていないため。
5	1柱告示	第249条4項 (注)	住宅金融支援機構債の取扱い	住宅金融支援機構債は、従来から「証券化エクスポージャー」として扱っている場合においては今後も証券化エクスポージャーとして取扱い、モニタリングが必要となる。従来から「機構向けエクスポージャー」として取扱っている場合にはモニタリング対応不要との理解でよいか。	取扱い上の確認のため。
6	1柱告示	第249条4項 (注)	カバードボンドの取扱い	上記の論点と同様、海外で発行されるカバードボンドについては、個別商品ごとに「証券化エクスポージャー」であるか「発行体向けエクスポージャー」であるかを判断し、「証券化エクスポージャー」に該当する場合のみモニタリングが必要となるとの理解でよいか。	取扱い上の確認のため。

7	1柱告示	第249条4項 (注)	証券化商品を投資対象としているファンド	具体的にはQ&A等で示されるものと思われるが、ファンドを通じて証券化エクスポージャーを間接保有する場合の現実的なモニタリング目線の設定が必要と思われる。	証券化エクスポージャーを直接保有する場合に比べ、ファンドを通じて間接保有する場合は情報量/時期が大幅に異なるため。
8	1柱告示	第249条4項4号 (注)	証券化商品における格付の利用に関する基準 『包括的なリスク特性及びパフォーマンスに関する情報』	『パフォーマンス』について、裏付資産の特性に応じて把握すべき情報等の目線についてQ&A等で例示していただきたい。	体制の整備、管理規程作成のために、具体的な把握すべき情報等の目線について把握しておきたいため。 特に再証券化エクスポージャーの裏付資産である、証券化エクスポージャーに関する情報把握には準備が必要のため。
9	1柱告示	第249条6項 (注)	マーケットリスク相当額の個別リスクと信用リスクアセットの重複の取扱い	以下の点について確認したい。 本条項には重複の際の対応が記載されていると認識であるが、「・・・最大の額のみを・・・用いることができる」の部分は、マーケットリスクの個別リスクの資本賦課額と信用リスクアセットのうち金額の大きい方を使用するとの理解でよいか。 それとも、どちらに計上するかは各行が継続性を持って判断すればよいのか。	取扱い上の確認のため。
10	1柱告示	第254条2項 (注)	信用リスク・アセットの計算手法	「第249条第2項から第6項までの規定は、前項の場合に準用する」とあるが、第6項は、格付準拠方式(RBA)以外にも準用することが可能な記載が必要と考える。	左記のとおり。
11	3柱告示	第2条2項6号へ 第4条2項7号へ	『銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合』	『銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引』の具体的な事例をQ&A等で例示していただきたい。	該当する取引の範囲を具体的に確認したいため。 ○例えば、以下のような事例が該当するとの認識でよいか確認したい。 ・銀行(信託銀行)が事業法人等の資産を取得し、当該資産を裏付けにSPCまたは信託等を介して証券化取引を行う場合 ○例えば、以下のような事例は該当しないとの認識でよいか確認したい。 ・事業法人等がオリジネーターとなる証券化取引で、証券会社がアレンジャー、銀行(信託銀行)が受託者となる場合 ・事業法人等がオリジネーターとなる証券化取引で、銀行(信託銀行)が受益権の販売を行う場合 ・事業法人等がオリジネーターとなる証券化取引で、銀行(信託銀行)がスキーム組成のみを行う場合
12	3柱告示	第2条3項6号イ (3) 第4条3項7号イ (3)	『証券化取引を目的として保有している資産』	『証券化取引を目的として保有している資産』の具体的な事例や判断基準をQ&A等で例示していただきたい。	該当する資産の範囲を具体的に確認したいため。 例えば、バーゼルⅡ枠組強化のテキスト30頁の「5.」 「(vi) Pipeline and warehousing risks with regard to securitisation exposures」にある「ウエアハウジングリスク」や「パイプラインリスク」のある資産、証券化する契約が締結されている資産が対象になるとの認識でよいか。
13	1柱告示/ 3柱告示	-	適用時期	適用時期が明示されていないが、バーゼル銀行監督委員会の公表文書に合わせて、平成23年12月31日(平成23年12月期決算より)であるとの理解でよいか。	告示公布が平成23年12月31日以前に行われる場合、告示公布日が適用時期と誤解される可能性があるため。

(注)上記該当条項は、第1の柱(1柱)銀行告示を示しているが、銀行持株会社告示でも同様の手当てが必要。